

東松山市立小・中学校における働き方改革基本方針

(令和7年12月1日)

1 基本方針の目的

働き方改革の推進によって、教員が心身ともに健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで、学校教育の質の維持向上を図り、子供たちへのよりよい教育を実現する。

- 現在、学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、これらに対応すべく日々の教育活動の充実が学校に求められている。そうした中で、教職員の役割が拡大し、長時間労働が行われていることが課題となっている。このような状況下、学校の担う役割のさらなる拡大や、それに伴う教職員の業務量の増加は、憂慮すべき事態となっている。
- 令和元年9月に埼玉県教育委員会から「学校における働き方改革基本方針（令和元年9月24日～令和4年3月31日）」が示された。それに先立ち、東松山市教育委員会では、平成31年3月「東松山市立小・中学校における働き方改革基本方針」を策定した。この方針に基づき、教職員の働き方を見直し、教職員が健康で充実した状態で働き続けることができるよう、業務改善に取り組み、学校の指導体制の整備を計画的に実行するための施策を示した。
- その後、県の基本方針を踏まえ、本市においても令和2年4月並びに令和4年4月に「東松山市立小・中学校における働き方改革基本方針」を示し、取組を進めてきた。会議の精選と効率化、学校行事の見直し、教職員の業務見直しや意識改革等、取組を進める中で、教職員の働き方改革に対して一定の成果が見られた。この成果を踏まえつつ、更に教育委員会、各学校において教職員の負担軽減対策に取り組むことが、今後の課題となる。
- 改正給特法により、服務監督教育委員会は「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとされている。
- 本年度、埼玉県教育委員会より、令和7年4月改定の「学校における働き方改革基本方針（令和7年4月1日～令和10年3月31日）」が示された。このたびの県の基本方針の趣旨を踏まえ、本市においても「東松山市立小・中学校における働き方改革基本方針（令和7年12月1日）」を改定し、ここに示すものである。

2 勤務時間に係る学校における課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進、業務量の削減及び効率化

(1) 「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」が確保できない要因

▽いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題への対応が求められている。

▽多様なニーズのある児童生徒への対応など、本人や保護者対応に迫られることが教員の負担となっている。

▽日本語指導が必要な児童生徒の急増など、教員や学校の対応だけでは課題解決が困難なケースが多く見られるようになっている。

▽核家族化、少子化、地域におけるつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く環境の変化により、家庭の教育力の低下が指摘されている。

(2) 「自ら専門性を高めるための時間」の確保が求められる背景

▽学習指導要領に示された教育課程を確実に実施し、「主体的・対話的で深い学び」への授業改善に努めなければならない。

▽児童生徒一人一台端末を活用した、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の指導方法について研究しなければならない。

(3) 「教職員の健康保持増進」を阻害する要因

▽これまで幅広い業務を担ってきた学校や教員がその期待に応えるため、既に長時間勤務を迫られており、看過できない深刻な状況となっている。

▽児童生徒への情熱や使命感をもった献身的な取組を重ね、過度に時間を費やすなど、心身共に健康な状態を保てない教員が存在する状況にある。

▽教職員の心身の健康状態を把握する手立て（ストレスチェックの実施、専門医との相談機会の確保）を講じることが求められている。

3 今後取り組むべき目標（指標）

◎（時間外在校等時間）

教員の在校等時間の超過勤務（※1）の上限を
「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」
で規定された 「原則 ①月45時間以内 ②年360時間以内」
の割合を令和9年度末までに100%とする。

（※1）「在校等時間の超過勤務」とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間

[指標]（令和9年度末）

○在校等時間の超過勤務が45時間を超える教員の割合

小学校 30.4% → 0%

中学校 61.3% → 0%

○在校等時間の超過勤務が年360時間を超える教員の割合

小学校 45.0% → 0%

中学校 61.6% → 0%

◎（ウェルビーイング）（※2）

「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

（※2）ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、将来にわたる持続的な幸福を含む概念

○教師のウェルビーイングの例

- ・職場の心理的安全性
- ・良好な労働環境
- ・保護者や地域との信頼関係
- ・子供の成長実感

[指標]（令和9年度末）

○ストレスチェックにおける高ストレス者の人数

小・中学校 12.5% → 10%

4 目標達成に向けた4つの視点と主な取組

(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

[教育委員会が取り組むこと]

- ①統合型校務支援システムの導入による教務、保健、学籍、学校事務等の業務の効率化
- ②学校司書の配置充実（司書教諭の職務をサポート）
- ③スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる積極的な学校支援（一部、市費による配置の拡大）
- ④県費、市費での支援員等の配置。
- ⑤校長会議等での業務効率化の推進にかかる先行事例や他の都道府県・市町村・学校の取組事例の紹介
- ⑥各学校における「負担軽減検討委員会」との連携、及び各学校の取組例の紹介
- ⑦事務共同実施の効果的な運用による教職員の負担軽減
- ⑧部活動指導員の配置拡充
- ⑨業前活動の原則中止

[学校が取り組むこと（参考例）]

- ①「負担軽減検討委員会」による校内働き方改革のための具体策の検討
- ②学校応援団の協力による子供を育む取組の充実
 - ・登下校指導
 - ・学習支援ボランティア
 - ・ホームページの運営管理
 - ・部活動指導員
 - ・学校行事の準備、運営
 - ・学校美化活動
 - ・学習環境整備
- ③教材・指導案・学年便り・通知文等の保存方法の工夫による共有化と有効活用
- ④各種出張に軽重をつけることによる出張回数の削減
- ⑤学校行事等のスリム化
 - ・学校行事の年間指導計画への位置付け
 - ・運動会・体育祭の種目の見直し(午前中のみ開催等)
- ⑥各種展覧会や作品展等への出展内容の見直し（教科指導の内容に係るものなど軽重をつけて取り組む）
- ⑦業前活動の見直し又は廃止
- ⑧朝の会、帰りの会、給食指導などを児童生徒の情報共有、共通理解のもと、教務部・副担任が担当（ローテーション化）
- ⑨日課表の見直しによる業務時間の短縮、各自の業務時間の確保

(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

[教育委員会が取り組むこと]

- ①新たな施策、調査等を実施する際のスクラップアンドビルドの原則
- ②県教育局等からの文書内容を分析・検討し学校への配信数を20%削減
- ③調査報告の提出方法の研究と見直し（メールから校務支援システムの活用へ）
- ④働き方改革を題材にした研修会の実施
- ⑤学校訪問等の際の過度な対応や接待、準備資料等の簡略化
- ⑥年度当初の提出物（学校経営方針、年間行事計画等）を校務支援システムの活用により精選

[学校が取り組むこと（参考例）]

- ①「退校時間」の設定
- ②年休取得計画を作成し、休暇の取得を推進

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

[教育委員会が取り組むこと]

- ①週休日の振替や休暇等が確実に取れるよう、振替の原則は1日単位であることを周知し、4週につき8日の週休日を設けるよう、校長会での周知徹底
- ②「36協定」の締結による上限規制の適用
- ③出退勤時刻の分析と課題解決のための支援の強化
- ④校長・教頭を対象としたタイムマネジメント研修の実施
- ⑤学校版カエル会議・参考事例普及のための情報提供（教頭研究協議会）
- ⑥職員へのストレスチェック、長時間勤務職員への産業医による面談実施

[学校が取り組むこと（参考例）]

- ①人事評価面談における、働き方改革に係る目標設定
- ②ノー会議デー、定時退勤ウィーク、ふれあいデーの設定
- ③在校等時間の短縮や休暇取得日数の数値目標の設定による意識づけ
- ④教職員の健康管理の推進
 - ・健康診断や人間ドックなどの受診環境を整え、積極的な受診を促す。
- ⑤意識改革に向けた研修の充実と具体的な取組の実施
 - ・カエル会議の実施 ・集中タイムの導入 ・カエルミュージックを放送で流す
 - ・退勤目標時刻の掲示 ・会議における所要時間の明確化 ・管理職の声かけ
 - ・5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）の励行 ・休暇取得日数の見える化
 - ・日課表の工夫によるノー会議デーの設定
 - ・消耗品や備品を整理し、使いやすく管理しやすい環境に整備
 - ・事前申告による退勤時間の確認

(4) 保護者や地域の理解と連携の推進

[教育委員会が取り組むこと]

- ①「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域への理解の促進
- ②コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度の充実と学校支援体制の確立による「地域とともにある学校づくり」の推進
- ③「学校閉庁日」の設定の継続・推進
- ④「東松山市部活動ガイドライン」の内容を踏まえた活動の工夫についての学校へ指導・助言と、保護者への理解の促進、学校部活動の地域連携

[学校が取り組むこと（参考例）]

- ①ノー会議デー、定時退勤デー、ふれあいデーの設定
- ②学校だよりやホームページによる、保護者や地域への啓発

5 基本方針のフォローアップ

- (1)「勤務管理システム」による客観的な在校等時間の継続的な把握
- (2)東松山市教育委員会「負担軽減検討委員会」による取組状況の評価・改善
- (3)各学校における「負担軽減検討委員会」等からの意見聴取
- (4)各学校での学校評価における「働き方改革」に関する評価

6 今後の進め方

東松山市教育委員会では、この「基本方針」に基づき、引続き埼玉県教育委員会と連携のもと、「学校における働き方改革」を推進する。